

みんなで考える 自治基本条例



平成29年12月10日（日）
13:00～16:30



石狩市役所4階 401・402会議室
(石狩市花川北6条1丁目30番地2)



石狩市(企画課)

次第

12:30	会場受付開始
13:00	開会
13:05	基調講演 ・「自治基本条例は何を目指すのか？」 — 原点・現点から考える」 【講師】秦 博美 氏（北海学園大学法学部教授）
14:05	休憩
14:15	ワークショップ ・みんなで考える自治基本条例 【ファシリテーター】株式会社KITABA
16:00	発表
16:20	まとめ（講評）
16:30	閉会



この事業は公益財団法人北海道市町村振興協会の助成を受けて実施しています。

秦 博美（はた ひろみ）氏のプロフィール

東北大学法学部卒業。

北海道庁入庁。

35年間の道庁勤務のうち通算15年間、総務部（法制）文書課で、条例・規則審査、行政不服審査、訴訟、各部からの法律相談等の業務に従事。

2012年4月から北海学園大学法学部教授。

専門分野は行政法、自治体法。

石狩市自治基本条例について

石狩市では、市民が主役のまちづくりを目指すために、石狩市のあるべき姿やまちづくりの決まり事、市民、議会、市などの役割などを定めた「自治体運営のルール」である石狩市自治基本条例を平成20年4月1日に施行しました。

本条例を制定するに当たっては、市民を中心とした会議「みんなでつくる自治基本条例市民会議」で、およそ1年をかけて議論を重ね条例の骨子を検討しました。この市民会議から平成19年4月に市へ提言書をいただき、その内容を最大限踏まえた上で、本条例は作られました。

【条例制定までの経過】

平成18年度	5月	石狩市自治基本条例策定基本方針の策定
	6月	みんなでつくる自治基本条例市民会議発足 ・メンバー 28人 ・開催回数 全体会12回、臨時会議(グループ毎に1回)
	8月	石狩市自治基本条例運営会議発足 ・メンバー 14人 ・開催回数 8回
平成19年度	4月	石狩市自治基本条例に関する提言書を市民会議が市長へ提出
	11月	自治基本条例の策定に関するパブリックコメント手続の実施 地域説明会(意見交換会) ・7地区で開催(11月・12月)
	3月	石狩市議会平成20年第1回定例会で条例案が可決
平成20年度	4月	石狩市自治基本条例施行

本条例は、まちづくりに関する最高規範として位置付けしたものであることから、頻繁に改正する類の条例ではないと考えますが、同時に時代の移り変わりに応じて常に市民の意識にあった条例でなければなりません。

条例第30条において「市は、5年を超えない期間ごとにこの条例が社会情勢の変化等に適合したものかどうかについて検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。」とあります。このことから、条例施行から5年目を迎えた平成24年度に、本条例が社会情勢の変化等に適合したものか、有効性が保たれているかの検討を行いました。

条例施行から10年目を迎える本年度は、本条例が社会情勢の変化等に適合したものかどうかについて再度検討を行うものであり、「石狩市自治基本条例懇話会」において実施しています。

本日のワークショップでは、石狩市自治基本条例についてみんなで学び、本条例やまちづくりについて考える機会になれば幸いです。

